

# 建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(令和元年10~12月分)

## 相談の受付件数

- 令和元年10~12月の受付件数は146件。
- ブロック別の内訳は北海道3件、東北2件、関東45件、中部27件、近畿46件、中国3件、九州20件。

## 相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(111件(元請47件、下請39件、専門工事業者3件、技能労働者1件、不明21件))。他には、発注者(10件)等からの相談があった。

## 主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談は、相談件数は令和元(平成31)年度7~9月期の55件から52件へと減少したが、**全相談件数の約4割**を占め、うち法定福利費や標準見積書に係る問合せが18件寄せられた。また、**建設業法全般(71件)に関する問合せも多く寄せられた**。主な相談内容は具体的には次のとおり。  
※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。

### <社会保険加入対策に関する情報>

#### 【加入すべき保険・現場入場について】

- ・ 労働者4名までの個人事業主を下請とする際、適切な保険は何か。また、加入状況の確認はどのようにすればよいか。(11月・下請建設業者)
- 労働者4名までの個人事業主であれば、**加入義務のある保険は雇用保険のみ**であり、**事業者として健康保険及び厚生年金保険については適用除外**となるが、**個人として国民健康保険や国民年金の被保険者**となるため、これらの保険の加入が求められる。国民健康保険等への加入状況を確認する場合には、個人情報でもあるため、本人の同意を得た上で保険証のコピーをもらうなどして対応していただきたい。  
(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート：  
<http://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf>)

#### 【法定福利費について】

- ・ これから民間工事を受注しようとしている。従取引している建設業者から見積書を提出させたところ、これまでは労務費の中に法定福利費を含むという記載だったのが、今回から法定福利費〇〇円という具体的な金額が記載された。そもそも法定福利費を支払う義務はあるか。(10月・元請建設業者)
- 建設業界ではH24年度から官民挙げて建設業の種類を問わず、社会保険の加入促進に取り組んでいる。また、**現時点では未施行(令和2年10月1日施行)だが、社会保険未加入業者には、建設業の許可・更新を認めないという建設業法改正がなされた**ところ。発注者におかれては、これらの趣旨をご理解いただき、建設業者が継続して法定福利費を支払っていただけるよう、適切な請負代金の支払いをお願いしたい。

## 相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根拠	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	7 1
	⑭ 元下関係	1
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	1 6
	⑯ 法定福利費関係	1 8
	⑰ その他	1 8
その他	⑱ その他	2 1

※上記①~⑪、⑬、⑮~⑰に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

# 建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(令和元年10~12月分)

## 主な相談内容その2

### 【その他社会保険加入対策について】

- 元請から「社会保険の加入が確認できる書類を提出して欲しい」と言われた。健康保険・厚生年金の加入について確認できる書類として、標準報酬決定通知書の写しの提出でも良いか。その場合、標準報酬など、保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものの提出でも構わないか。(11月・下請建設業者)
- 構わない。(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」P4~5参照)  
(社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン：<https://www.mlit.go.jp/common/001140397.pdf>)

### <その他(建設業法全般に関する相談など)>

- 専任の主任技術者を必要とする工事が土・日曜日限定の工事である場合、月~金曜日に他の工事の主任技術者として配置することは可能か。(12月・その他)
- 専任の必要な期間は契約工期に当たるため、当該工期中は、作業に充てる曜日にかかわらず、専任で設置した技術者を他の工事の技術者として兼任させることはできない。
- 下請が特定建設業者又は資本金4,000万円以上の場合でも、下請代金の支払期日は引渡し申出日から50日以内となるのか。また、期日どおりに支払いができるよう、注文書などに支払期日を明記すべきか。(12月・建設業者)
- 発注者から支払いを受けた日から1カ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払えばよい(建設業法第24条の3)。法令上、必ずしも見積書・注文書などへ支払期日を明記することは求められてはいないが、下請代金が確実に適正期日に支払われるよう願います。
- 電気工事における現場での標識掲示について、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」では1日で完了する電気工事の場合、現場での標識の掲示はしなくてもよいとされているが、建設業法では1日で完了する電気工事でも現場での標識の掲示は必要か。(12月・建設業者)
- 1日で完了する電気工事の場合、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」で規定された記載事項を含めた標識の掲示は不要だが、建設業法上で規定された記載事項を含む標識は現場で掲示する必要がある。
- 大臣許可で電気工事業等の許可を持っている。当該許可に基づき、設置した機械設備の撤去は解体工事業の許可を持っていなくても請け負うことはできるか。(12月・建設業者)
- 機械設備の設置工事に必要な建設業許可を現に有しており、当該機械設備の撤去に際して撤去以外の工事を施工をしないのであれば、解体工事業の許可以外に、当該建設業許可により撤去可能である。
- 現場代理人の常駐、監理技術者等の専任の考え方について教えてもらいたい。(12月・元請建設業者)
- 現場代理人の配置については建設業法上の規定はなく、あくまで請負契約書上の取り決めに基づき常駐等の配置の判断がなされるもの。なお、公共工事では、公共工事標準請負契約約款に基づき、常駐が求められている。監理技術者等の「専任」とは「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するもの」であり、必ずしも当該現場への常駐は必要ではない。  
(監理技術者制度運用マニュアル：[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html))

## 相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂に係る情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	7 1
	⑭ 元下関係	1
社会保険加入対策	⑮ 適切な保険関係	1 6
	⑯ 法定福利費関係	1 8
	⑰ その他	1 8
その他	⑱ その他	2 1

※上記①~⑪、⑬、⑮~⑰に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。